第

5397

号



1994年1月6日創刊 · 毎日発行

リーダァスクラブFAXニュース

(2016年)平成28年 1月 29日 金曜日

発行所

三輪厚二税理士事務所/顧問料不要の三輪会計事務所 (編集・発行: 税理士 三輪厚二) 大阪市中央区備後町 2-4-6 TEL: 06-6209-7191 WEB:  $\underline{\text{http://www.zeirishi-miwa.co.jp}}$ 

## ☆ 財産債務調書と国外財産調書

**Q**:財産が多いと調書を提出しなければならないそうですが、どのようになっているのですか?

A:次のようになっています。 【解説】

## 【財産債務調書】

所得税の確定申告書を提出する必要がある 人で次のいずれにも該当する人は、財産債 務調書を提出しなければなりません。

- ①その年の総所得金額及び山林所得の合計 額が2千万円超であること
- ②その年の12月31日において、3億円以上の財産又は1億円以上の国外転出時課税制度の対象となる財産を有していること

## 【国外財産調書】

その年12月31日において、5千万円を超える国外財産を有する非居住者以外の居住者は国外財産調書を提出しなければなりません。確定申告をする必要がある人、必要がない人どちらも提出が必要です。

## 【財産債務調書と国外財産調書の関係】

国外財産調書の提出が必要な人で財産債務 調書を提出しなければならない人は、財産 債務調書も提出しなければなりません。

ただし、この場合、財産債務調書には国外 財産に係る事項の記載は不要で、財産債務 調書には国外財産調書に記載した国外財産 の価額の合計額を記載することになります。 なお、国外の債務については、財産債務調 書に記載しなければなりません。







